

5. CDM 理事会の動向

5.1 第7回 CDM 理事会の概要

(1) 日時：2003年1月20日(月)～1月21日(火)

(2) 場所：ドイツ・ボン Wissenschaftszentrum

(3) 参加者：

理事会メンバー：17名。

オブザーバー（登録参加者は、政府系10名（デンマーク2、ドイツ2、イタリア1、日本3、オランダ1、イギリス1）、NGOより4名。

(4) 議題と主な議論

① 議長・副議長の改選

- ・ 2002年12月まで 議長：Mr. John W. Ashe（アンティグア・バブーダ）
副議長：岡松荘三郎氏（日本）
- ・ 2003年1月より 議長：Mr. Hans-Juergen Stehr（デンマーク）
副議長：Mr. Franz Tattenbach Capra（コスタリカ）

② OEの認定

ア. OEの応募の状況

- ・ 認定パネル議長 Mr. John Shaibu Kilani（南ア）より、現状の説明が行われた。
- ・ 2002年10月9日までに、7組織からOEに応募があった。2002年10月10日以降、2003年1月17日までに、さらに4件の応募があった。うち3組織は西欧その他の地域からの応募だが、1件はアジア太平洋地域の非附属書I国からであった。これは非附属書I国の組織からの最初の応募である。
- ・ 最初の7件の応募については、デスクレビューがそれぞれさまざまな段階まで進んでいる。次回のCDM理事会会合（2003年3月19～20日）で、いくつかのデスクレビューレポートが検討される予定である。
- ・ OEの応募用フォームについて、Yes/No形式の質問を増やすことなど、再検討が行われている。
- ・ EUから提出されたコメントを踏まえ、OE認定の透明性を高めることを目的とした、AEに関する情報の公開とパブリックコメント実施の可否について、議論が行われた。賛成・反対両方の意見があったが、特にConfidentialな情報ではないとされ、EUコメントを反映させて、応募者の名称と、どの分野に応募しているかをウェブサイトで公表することとなった。

イ. 新方法論の提案

- ・ プロジェクト参加者が新たな方法論を提案した場合、CDM 理事会、方法論パネル及び OE がそれぞれどの程度の時間をかけることになるかの想定が、グラフ形式で提案された。(→EB7 レポート Annex 1)

ウ. 認定コストに関する議論

- ・ 認定にかかるコストについては、事務局が Cost Component を明らかにすることとされた。理事会メンバー及びオブザーバー（後述のインフォーマルブリーフィング）の双方から、OE 承認にかかるコストダウンの必要性が指摘された。AP 議長からは、“less expensive にすることが CDM 理事会の責任となる”、“コストを抑える方法はさまざまに考えられる”などのコメントがあった。

エ. CDM-AT 専門家ロスター

- ・ アセスメントチームの専門家ロスターへの登録者数の増加を図る努力が継続される。特に、ラテンアメリカ、アジア、アフリカなど途上国の専門家を登録することが重要とされている。
- ・ 附属書 I 国と非附属書 I 国との人数の割合については未定である。

オ. AT、AP、MP、EB ジョイントワークショップ

- ・ 評価チーム、認定パネル、方法論パネルそれぞれの専門家に対する研修の機会として、第 8 回 CDM 理事会会合と合わせて 2003 年 3 月 21 日～22 日に、ボンで開催される。
- ・ ドラフトアジェンダは、第 8 回 CDM 理事会報告書 Annex 3 のとおりである。
- ・ 参加者数は 35 名程度であり、複数回の開催は想定されていない。

③ ベースライン設定とモニタリング計画の方法論

Stehr 議長の意向により、Glossary、SSC-PDD、デバンドリングの 3 つの議題のうち、まず SSC-PDD についての議論が行われることとなった。

ア. 小規模 CDM のための簡素化手法に関する検討

- ・ 方法論パネル議長の Prof. Mr. Luiz Gylvan Meira Filho（ブラジル）より、現状の説明が行われた。
- ・ 岡松理事より、下記の点について指摘し、再考を促す発言があった。

経験豊かな専門家が 10 人参加して議論して決めた小規模パネルの決定と、Meth パネルのレポートとで、下記のように一致していない点が多くある。

- i) Meth パネルレポートへの Martina Bosi 他のコメントで初めて気づいたが、「The size of the total bundle should not exceed the limits stipulated in paragraph 6 (c) of decision 17/CP. 7」という文言が追加されている。どのよ

うな経緯で追加されたか自分は知らない。このような限定はすべきではないし、理由があって追加したのならそれを明記すべきである。

- ii) 小規模は、小規模であるゆえに「リーケージはないものとみなす」と決めたのであるが、Meth パネルの報告では、これに関する文言が追加されている。
- iii) 小規模パネルでは話題に出なかったが、Meth レポートドラフトの Annex B には、「For Co-generation system to qualify under this category, the sum of all forms of energy output shall not exceed 45 MW thermal.」という一文が追加されている。これについても、どのような経緯で追加されたか自分は知らない。このような限定がなぜ必要なかわからない。

いずれも重要な点に関する相違であるため、既に終了した小規模パネルを再度召集するか、両方のパネルから人を選んで合同パネルを設ける必要がある。

- これに対し、Meth パネル議長の Filho 氏から、「専門家を再招集するまでもなく、Confidential の話し合いにより、この場で解決できる」と提案された。従って、初日会合の閉会以降に、少数の関係者のみで話し合われることとなった。非公開の検討は、18:15 の閉会以降、19:30 頃まで行われた模様である。
- 2 日目の会合の冒頭より、Meth パネル副議長の Mr. Jean-Jacques Becker (フランス) より、非公開会合の結果に関する報告があった。主な指摘事項は、下記のとおりである。
 - SSC パネルでは“リーケージを考慮しない”としたが、Sustainable Biomass の観点から、リーケージの検討をすることとした。
 - コージェネレーションにおける“45 MW thermal”の表記については、reasonable でありこのまま残す。
 - 再生可能エネルギープロジェクトについては、いずれのタイプでもリーケージの検討に関する文言を追加する。
 - オペレーティングマージンの算定の際の除外対象に“nuclear”を追加する。
- これらの議論の結果、SSC-PDD と簡素化手法に関する文書は“first living version”として採択された。今後、プロジェクト実施者から新たな提案があった場合、最低1年に1回は見直しをすること、及び、方法論パネルと SSC パネルの専門家を含む外部専門家とで、必要な改訂や修正に関する検討を継続することとなった。
- CDM-PDD と、SSC-PDD との整合を図るため、次回の第8回 CDM 理事会で再度確認が行われる予定である。

イ. 用語集

- クレジット期間、プロジェクト参加者、開始時期、などについて、細部に関する議論が行われたが、とりまとめは事務局に一任された。
- 議論の結果を再度パブリックコメントにかけるべきではないかとの意見もあつ

たが、関係者が早期に利用できるようにすることの方が重要であるとの議長判断により、見送られた。

ウ. デバンドリング

- Stehr 議長より、昼休みの時間を活用して小グループによる非公開会合を行い、論点を取りまとめるとの提案があった。
- 標題について、Indicative Elements for (Determining the Occurrence of Debundling) と修正すべきとの提案があった。詳細は事務局が確定し、ウェブサイトで公表すること (EB7 レポート Annex 7) とされたが、2月に公表された文書の標題は Determining the Occurrence of Debundling となった。

④ CDM プロジェクト活動の登録に関する事項

- Stehr 議長より、次回 EB 8 での Final Consultation に向けて、事務局にとりまとめ作業が依頼された。
- 理事会メンバーからは、Mr. Børsting (ノルウェー)、Mr. Kok Kee (マレーシア)、Mr. Zerouali (モロッコ) が中心となって検討を進めることとなった。

⑤ SBSTA との協力

- Stehr 議長より、次回 EB 8 に向けて、理事会メンバーの Mr. Enderlin (スイス) と Mr. Sanhueza (チリ) が植林・再植林の定義と様式について、Ms. Gera (カナダ) と Mr. Lu (中国) が登録簿について、中心となって検討を進めることが依頼された。

⑥ オブザーバーとのインフォーマルミーティング

- Stehr 議長、Kilani AP 議長、Filho Meth パネル議長の3名と、オブザーバーとの質疑応答の場が設けられ、40分程度の議論が行われた。
- WBCSD からの参加者より、パワーポイントを用いて OE 認定にかかるコストの低減に向けた提案がなされた他、パブコメの実施を増やすべき、PDD のより具体的なガイダンスを示してほしい、などの要望が挙げられた。

5.2 第8回 CDM 理事会の概要

(1) 日時：2003年3月19日(水)、20日(木)

(2) 場所：ドイツ・ボン

(3) 参加者：理事会メンバー16名(下表太字が参加者)

Member	Alternate
Mr. John W. Ashe ¹	<i>Mr. Tuiloma Neroni Slade¹</i>
Mr. Jean-Jacques Becker²	<i>Mr. Martin Enderlin²</i>
Mr. John Shaibu Kilani² (vacant) ²	<i>Mr. Ndiaye Cheikh Sylla²</i> <i>Mr. Eduardo Sanhueza²</i>
Mr. Sozaburo Okamatsu²	<i>Ms Sushma Gera²</i>
Mr. Oleg Pluzhnikov¹	<i>Ms Marina Shvangiradze¹</i>
Mr. Hassan Tajik ²	<i>Mr. Chow Kok Kee²</i>
Mr. Hans Jürgen Stehr¹	<i>Mr. Georg Børsting¹</i>
Mr. Franz Tattenbach Capra¹	<i>Mr. Fareed Al-Asaly¹</i>
Mr. Abdelhay Zerouali¹	<i>Mr. Xuedu Lu¹</i>

¹ Term: 2 years e.g. 2001-03

² Term: 3 years e.g. 2001-04

(4) 議題と主な議論

① 新方法論に関して

CDM 理事会の直前に方法論パネルの第4回会合が開催され、ベースラインとモニタリングに関する新方法論のガイドが検討された。なお、方法論パネルは、ブラジルの Meira 氏の辞任(彼は事務局に転職)に伴い、フランスの Becker 氏が議長に(以前は副議長)、コスタリカの Tattenbach 氏が副議長になった。なお、資料配布は当日であった。

ア. ガイダンス

- 方法論パネルの答申に基づいて、新規ベースラインに関する議論とガイダンスが、課題の解明という形で行われることとなった(EB 8 Report Annex I 参照)。
- 新規ベースライン方法論に関して指定すべきことは、以下のとおりである。

新規ベースライン方法論申請の際、Annex 3 に記載すべきポイント：

(a) ベースラインシナリオを決定するベース

- 各種条件を考慮し、どのようにベースラインシナリオを選んだか
- anyway プロジェクトでない説明
- フォーミュラ/アルゴリズムの合理性(例: marginal vs average)

(b) フォーミュラ/アルゴリズム

- 変数の種類
- データの地域性(カバレッジ)

- プロジェクトバウンダリー（ガス、ソース、物理的バウンダリー）
 - データの日付
 - (c) データソースと前提条件
- 方法論の適用可能性（applicability）に関して

「プロジェクト参加者が方法論を使う場合、上記の (a)～(c) の各要素が当該プロジェクトに適用可能であることを示さなければならない」と上記のガイダンスで記述している。次回までに方法論パネルが、答申を行うことになった。
- 「上位 20%」のアプローチの説明

CDM M&P に規定された「3つのアプローチ」は、「方法論」の上位概念として位置づけた上で、パラ 48(c)の「上位 20%」のアプローチに関する説明がなされた。

このアプローチを選択する場合の方法論では、「“similar social, economic, environmental and technological circumstances” をどのように定義したか」を示す必要がある。

また、単位アウトプット当りの CO₂ 排出量の観点から、「“performance among the top 20 per cent of their category” をどのように評価したか」を示す必要がある。

さらに、その方法論の適用可能性のチェックと、「過去 5 年間、似たような状況の下で行われた類似のプロジェクトの上位 20%（アウトプットで加重平均）」、「過去 5 年間、似たような状況下で行われた類似のプロジェクトで、そのカテゴリーにおいて現状で実施されているすべてのプロジェクトの上位 20%（アウトプットで加重平均）」のうち、保守的（conservative）な方を採用する。
- 複数の sub-activities を含む場合

複数の方法論を含む PDD を作成することも可能である。それぞれの sub-activity ごとに、PDD の sections A.4.2、 A.4.3、 A.4.4 及び B から E を記載することになる。
- 温室効果ガス総排出量が増える場合

CDM の様式と手続きのパラグラフ 47 に規定されている「ベースラインは、プロジェクト活動以外の活動、または不可抗力による活動量の減少によって CER を得ることができないようにする必要がある」に関しては、「基本的には原単位の変化という形で判断を行う」とされているが、実際はケースバイケースで方法論パネルが判断する。
- Greenfield/Brownfield プロジェクト

効率向上などで現状（過去）の状況をベースラインとするのは、アウトプットが増加しない場合、または寿命が延びない場合とする。アウトプットが増加する場合、または寿命が延びる場合は異なるベースラインを適用する。

イ. PDD フォームの見直し

今回の方法論に関するガイダンスを取り込むため、PDD 様式（現在 version 01）の見直しが、次回の第 9 回 CDM 理事会で検討されることとなった。

ウ. 新方法論の承認手続き

新方法論の記載された PDD を OE が受け付けた場合、

- 1) OE が記載漏れ「のみ」をチェックして、PDD ドラフトと共に事務局に送付（フォーム: F-CDM-NM）。検討される方法論パネル会合の 5 週間までに提出する。
- 2) 事務局が受付日を記載。
- 3) CDM 理事会、方法論パネル、デスクレビューワー（ひとつの方法論に対して方法論パネルメンバー 2 人が担当）に送付（方法論パネルは 5 日以内にデスクレビューワーを選択）。
- 4) デスクレビューワーは、10 日以内（10 working days）で審査を行う（審査フォーム: F-CDM-NMex）。
- 5) 同時にパブリックコメントも 15 日以内（15 working days）で受け付ける（コメントフォーム: F-CDM-NMpu）。
- 6) 次回方法論パネルによるチェック（CDM 理事会への答申フォーム: F-CDM-NMmp）。

＜これまでのプロセスが 5 週間＞

- 7) 原則次回 CDM 理事会で、（非）承認判断（最大 4 か月）。
- 8) OE を通じてプロジェクト実施者に通知。

二ヶ月に一度開かれる方法論パネルと、その間に開かれる理事会で、手続きを進める。

② OE の認定に関して

- OE の認定の手続きフローが明確化された。
- 現在、3 ラウンド（直近では TÜV Rheinland と PwC Certificate が申請して、現在 13 社が申請中）。最初のラウンドの 7 社に関しては、5 月末までに on-site visit を終える予定。
- 評価チームメンバーの TOR（改訂版）が検討された。次回の第 9 回 CDM 理事会で決定される予定。なお、AT メンバーを交えた意見の統一を図るためのワークショップが、第 8 回 CDM 理事会の直後に行われた（参加者: CDM 理事会メンバー、認定パネルメンバー、評価チームメンバーの一部）。
- Witness には、approved methodology が必要。Small scale のものは不可（記載なし）。
- 先行している AE が、すでに行ってきた有効化審査プロセスに関して、それを認めることを要請したが、CDM 理事会としては、正式なプロセスをもういちど踏むべしとした。

③ プロジェクトの登録 (Registration) に関して

- 有効化審査のフォーム (F-CDM-VAL)、登録のフォーム (F-CDM-REG)、レビューのスコアや手続きなどが議論された。F-CDM-REG 以外は、次回に改訂版が用意される予定である。
- PDD で扱う予定になっていた「conflict of interests」に関しては、登録のフォームにおいて、「そのようなことがない」と保証するという対応をとることになった。

④ 有効化審査のプロセスに関して

- OE がチェックすべき有効化審査の要求事項に関する確認 (clarification) がなされた。
- CDM への参加要件に関しては、京都議定書の発効前まではすべての条約締約国が参加できるが、プロジェクトが CDM として登録されるためには、参加国は議定書の批准国でなければならない。
- ローカルステークホルダーからのコメントを求めるプロセスは、オープンで透明性の高い方法である必要がある (十分な時間をとる必要がある)。
- 有効化審査のステップは以下の通りである。ただし、関係締約国 DNA の書面による承認は、登録申請前ならどの段階で行うことも可能。

Step 1: PDD (および関連する文書がある場合にはそれも) を受け付けた後、CDM M&P パラ 37 で指定された要件 (参加要件、ローカルステークホルダーからのコメントとそれへの対応、環境影響関連分析、排出削減であること、承認された方法論を用いていること、モニタリング・検証・報告が要件に従っていること、その他の CDM の要件に従っていること) のチェックを行う。

Step 2: PDD を公開して、パブリック、締約国および承認された (accredited) NGO からのコメントを受け付ける (30 日以内)。

Step 3: 有効化されるべきかどうかの判断を下す。

Step 4: 結果をプロジェクト参加者に通知する。

Step 5: Yes の場合には、有効化審査報告書 (validation report) の形で (PDD、関係締約国の承認書、コメントにどう対処したかの説明を付けて)、登録申請を行う。

Step 6: 有効化審査報告書が公開される (Step 5 と同時)。

⑤ CDM Registry について

- 事務局からの説明があったのみ。次回も引き続き検討される予定である。

5.3 第9回 CDM 理事会の概要

(1) 日時：2003年6月7日(土)、8日(日)

(2) 場所：ドイツ・ボン (SB18 会期中)

(3) 参加者：理事会メンバー16名 (下表太字が参加者)

Member	Alternate
Mr. John W. Ashe ¹	<i>Ms. Desna M. Solofa</i> ¹
Mr. Jean-Jacques Becker ²	<i>Mr. Martin Enderlin</i> ²
Mr. John Shaibu Kilani ²	<i>Mr. Ndiaye Cheikh Sylla</i> ²
<i>(vacant)</i> ²	<i>Mr. Eduardo Sanhueza</i> ²
Mr. Sozaburo Okamatsu ²	<i>Ms Sushma Gera</i> ²
Mr. Oleg Pluzhnikov ¹	<i>Ms Marina Shvangiradze</i> ¹
Mr. Hassan Tajik ²	<i>Mr. Chow Kok Kee</i> ²
Mr. Hans Jürgen Stehr ¹	<i>Mr. Georg Borsting</i> ¹
Mr. Franz Tattenbach Capra ¹	<i>Mr. Fareed Al-Asaly</i> ¹
Mr. Abdelhay Zerouali ¹	<i>Mr. Xuedu Lu</i> ¹

¹ Term: 2 years e.g. 2001-03

² Term: 3 years e.g. 2001-04

(4) ベースライン及びモニタリング計画の方法論に関する結論

本会合において長時間を費やして議論されたベースライン及びモニタリング計画の方法論に関する判定結果及びその解説に関しては、「3.2 方法論パネルに提出された方法論とパネルの勧告」に詳しく記載した。以下に、本会合の報告書⁸におけるベースライン及びモニタリング計画の方法論に関する結論の和訳を示す⁹。

<ベースライン及びモニタリング計画の方法論>

- 理事会は、Meth panel の議長である Jean Jacques Becker 氏から、Meth panel の活動に関して口頭で報告を受けた。
- 理事会は、現在の Meth panel のメンバーの任期を 2004 年 4 月まで延長することに合意した。
- Meth panel の勧告を受けて、理事会は以下の事項に合意した。
 - 方法論に関する課題を更に明確にする (annex 3 参照)
 - 提案された新方法論の受付と検討の手続きに関して付記を作成する (annex 4 参照)
- 理事会は、Meth panel メンバーに対して、次回の会合において以下の事項の検討を要請する。

⁸ 出典は、"EXECUTIVE BOARD OF THE CLEAN DEVELOPMENT MECHANISM NINTH MEETING Report"

⁹ 第9回 CDM 理事会の詳細については、地球産業文化研究所 (GISPRI) のホームページ (<http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/cdm9/houkoku.html>) に掲載されている。

(a) 第 10 回 CDM 理事会における検討用に、デスクレビューの勧告の形式 (F-CDM-NMex) と Meth panel の勧告 (F-CDM-NMmp) の形式を改訂するとともに、(新たな) 勧告の作成の準備を行う。加えて、本報告書の annex 3 に含まれるように、明確な指示を与える。

(b) CDM-PDD のバージョン 01 版の採択時以降に理事会により出されたガイダンスを包含することを目的として、事務局が準備した草案を考慮して、第 10 回 CDM 理事会における検討用に、CDM-PDD に関する勧告を改訂し、(新たな) 勧告の作成の準備を行う。

(c) 以下の事項に関する勧告の準備をする。

(i) 第 10 回 CDM 理事会における検討用に、プロジェクト活動の追加性を示すとともに、ベースラインシナリオではないことを示す方法に関するガイダンスの勧告。

(ii) 提案された新方法論を説明に関するガイダンス、及び CDM の様式と手続きのパラグラフ 48 に示されたアプローチの中で、最適なアプローチの選択であることの正当化に関するガイダンスの勧告。

9. 理事会は、Meth panel の議長、副議長の支援の下に、Meth panel とプロジェクト参加者間のコミュニケーションに関する手続き案を精査することに合意した。手続き案は、次回の会合の前に、手続きルールのルール 30 に従って決定を行うように、理事会メンバーにより検討される。
10. 理事会は、デスクレビューの個々のコメントの貢献に感謝の意を表明した。そして特に、第 1 回目の 14 件の提案されたベースラインとモニタリングに関する新方法論について、高度な専門性と統合性を生かして、膨大な作業を実施した Meth panel のメンバーに感謝の意を表明する。
11. 理事会は、Meth panel の勧告、デスクレビュー、及び 34 件の一般からのインプットを考慮し、第 1 回目の 14 件の提案されたベースラインとモニタリングに関する新方法論を検討し、以下に示す勧告に合意した。

Case NM0001, NM0004, NM0005, NM0010, NM0012

12. 理事会は、NM0001, NM0004, NM0005, NM0010, NM0012 におけるベースラインとモニタリングに関する新方法論は以下に示す点について再検討するという Meth panel の勧告に合意した。
 - (a) Meth paneln による「勧告」と「提案された新方法論の評価の詳細」を考慮して、プロジェクト参加者は、変更が必要であり、改訂された提案は再受付される。事務局は、改訂された提案を一般に公開する。
 - (b) 改訂された提案は、デスクレビューにより再度レビューされることはなく、Meth panel により直接再検討される。
 - (c) Meth panel によるそれぞれの勧告は、理事会により再検討される。
13. さらに明確な検討をすすめるため、プロジェクト参加者は、異なる方法論が十分に洗練されるまで、事務局を通じて Meth panel とコミュニケーションをとる (上記パラ 9 参照)。
14. プロジェクト参加者は、Meth panel の次回の会合で改訂された提案を検討されることを望む場合は、2003 年 6 月 26 日までに提出する。

Case NM0007

15. 提案されたベースラインの方法論をモニタリング方法論と一貫性を持たせ、提案された変更点を反映させるために、理事会は、Case NM0007 の提案されたベースラインとモニタリングの新方法論は、以下の点について再検討する。
 - (a) Meth paneln による「勧告」と「提案された新方法論の評価の詳細」を考慮して、プロジェクト参加者は、変更が必要であり、改訂された提案は再受付される。事務局は、改訂された提案を一般に公開する。
 - (b) 改訂された提案は、デスクレビューにより再度レビューされることはなく、Meth panel により直接再検討される。
 - (c) Meth panel によるそれぞれの勧告は、理事会により再検討される。

16. さらに明確な検討をすすめるため、プロジェクト参加者は、異なる方法論が十分に洗練されるまで、事務局を通じて Meth panel とコミュニケーションをとる（上記パラ 9 参照）。
17. プロジェクト参加者は、Meth panel の次回の会合で改訂された提案を検討されることを望む場合は、2003 年 6 月 26 日までに提出する。

Case NM0002, NM0003, NM0006, NM0009, NM0011, NM0014, NM0015

18. 理事会は、NM0002, NM0003, NM0006, NM0009, NM0011, NM0014, NM0015 におけるベースラインとモニタリングに関する新方法論は、承認しないとする Meth panel の勧告に合意した。理事会は、プロジェクト参加者に対して、見解や提案（http://cdm.unfccc.int/EB/Panels/meth/PNM_Recommendations/index.html を参照）を検討するよう促し、再度の提出を奨励する。

Case NM0008

19. 理事会は、NM0008 におけるベースラインとモニタリングに関する新方法論は、承認しないことに合意した。理事会は、プロジェクト参加者に対して、見解や提案（http://cdm.unfccc.int/EB/Panels/meth/PNM_Recommendations/index.html を参照）を検討するよう促し、再度の提出を奨励する。